

互助会貸付の貸付利率引き下げについて

令和5年4月より全ての貸付種別において、利率を引き下げることとなりました。

令和5年4月から全ての貸付種別において貸付利率を引き下げます。

新規貸付はもちろん、現在返済中の貸付も自動的に利率が引き下がります。
現在返済中の方には、3月以降に所属宛に新しい返済表を送付します。

令和5年4月から

| 貸付種別 | 令和5年3月まで | | 令和5年4月以降 |
|-------------------------|----------|---|----------|
| 生活・奨学・結婚・ 自動車購入・育児休業 | 0.96% | → | 0.84% |
| 災害 | 0.84% | → | 0.72% |

ご注意ください！

貸付利率変更によるシステム移行のため令和5年4月5日(水)の送金は行いません。
そのため令和5年3月18日～4月7日の受付分は令和5年4月17日に送金します。

お問い合わせ先 互助会貸付係 富山 ☎059-213-0601

子どものためのクラシックコンサートが行われました！

令和4年度公益文化事業「子どものためのクラシックコンサート」が、10月17日(月)から10月24日(月)にかけて尾鷲市・紀北町・熊野市・御浜町・紀宝町で10公演行われました。

当事業は、毎年この時期に県内のいずれかの地区の小学校と特別支援学校で行われていますが、昨年、一昨年と新型コロナウイルスの影響で中止となったため、今年度は感染対策を行いながらの3年ぶりの開催となりました。

全国各地の学校で公演を行う『東京アーティストツ合奏団』の生演奏や、歌のお姉さんとのひとときを、どの会場でも大変楽しんでいただきました。

コンサートは二部構成。第一部では合奏のほか各楽器の紹介が行われ、中でも初めて間近に見たコントラバスやハープの大きさや音の響きに驚いたようです。第二部ではお姉さんの歌に合わせて手や体を動かしたりして盛り上がり、子どもたちにとって思い出に残る時間となったようです。



東京アーティストツ合奏団のみなさんと 歌のお姉さん(平川めぐみさん)

お問い合わせ先 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会「子育て・介護・健康づくり支援事業」の補助金申請期限について

令和4年度の「子育て・介護支援補助金」の申請は
3月15日(水)まで (郵送の場合は(株)ベネフィット・ワン必着)

子育て・介護それぞれの分野で申請すると、受付期間内※1回定額**10,000円**を受け取ることができます。令和4年度「利用の手引き」P5～P8をご確認のうえ申請対象となる場合は、早めの申請をお願いします。
 ※令和4年度の受付期間 令和4年6月1日～令和5年3月15日(互助会員期間中に申請してください。)



申請不備による再申請の期限も**3月15日(必着)**です。



2月16日以降到着分で申請に不備が生じた場合、再申請ができません。

2月15日(必着)までに申請することをおすすめします。

※令和4年4月1日～令和5年3月15日に発行された領収書が申請の対象となります。
 (令和4年度利用分で申請してください。)



補助金申請には「紙申請」と「WEB申請」の2種類があります。

WEB申請

下記アドレスの「ベネフィット・ステーション会員専用サイト」へログインのうえ、申請情報の入力、必要書類(画像データ)のアップロードにより申請してください。

※会員ID・パスワードが、不明な場合は、
 下記のカスタマーセンターパスワード再発行へ

紙申請

「利用の手引き」P19～P20の申請書をコピーまたは互助会ホームページより申請書をダウンロードして記入し、必要書類(領収書・証明書)を添付の上、
ベネフィット・ワンまで直接郵送してください。

※申請書に郵送先の記載有

補助金内容・申請方法・必要書類(領収書、証明書)等を
 令和4年度「利用の手引き」等で必ずご確認くださいの上、申請をお願いします。

★令和4年度「利用の手引き」は、互助会ホームページから閲覧できます。

<子育て・介護・健康づくり支援事業(ベネフィット・ステーション)のご利用・お申込み>

ベネフィット・ステーション会員専用サイト:<https://bs.benefit-one.co.jp/k-mie/>



<子育て・介護支援補助金、ベネフィット・ステーション等についてのお問い合わせ>

(株)ベネフィット・ワン カスタマーセンター ☎**0800-9192-919** (フリーコールスーパー) 受付時間10:00～18:00年末年始を除く

<ベネフィット・ステーション会員ID・パスワードについてのお問い合わせ>

(株)ベネフィット・ワン カスタマーセンター
 パスワード再発行 ☎**0800-9191-081** (フリーコールスーパー) 受付時間10:00～18:00年末年始を除く

<お知らせ>令和5年4月よりベネフィット・ステーションがリニューアルします!

令和5年4月より、福利厚生ベネフィット・ステーションがリニューアルすることに伴い、ベネフィット・ステーションの**会員ID(数字15桁)・パスワードが、「ベネアカウント」に変更**となります。

「ベネアカウント」の登録方法や登録時期等、詳しくは、本誌折込みの「子育て・介護・健康づくり支援事業」チラシをご覧ください。

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会

年度末
退職・退会予定のみなさまへ

給付請求について

- 退職又は県・市町等への転出により会員でなくなる方は、退会日から3年以内に次の請求をしてください。

セカンドライフ資金

在会6か月以上で退会された方に、在会月数に応じて給付します。

※臨時的任用職員及び再任用フルタイム職員は任用が継続する限り請求不要です。

- 2023年3月31日現在、通算会員期間が25年で退職される方は、2023～2025年度中に次の請求もしてください。ただし、異動により会員でなくなる方については、当会に再加入されてから3年以内に請求してください。

永年会員旅行補助金

実際に行かれた旅行に対し70,000円限度の旅行補助金、または70,000円分の旅行クーポンを給付します。

永年会員特別給付金

結婚祝金、出産見舞金、入学祝金をいずれも受給する資格が生じなかった方に50,000円を給付します。

お問い合わせ先 互助会給付係 井坂 ☎059-226-5234

貸付を受けている方に!!

貸付を受けている方が退職・退会された場合は、貸付金の未返済元利金を即時返済していただくことになっています。ただし、異動による場合は、本人からの申し出により即時返済の猶予を受けることができます。

退職される方

貸付金の未返済元利金がある場合は、退職手当支給日に三重県教育文化会館のシステムにより口座振替します。不足分が生じた場合は、互助会から「振込依頼書」を送付しますので、不足分を振込んでください。

異動により会員でなくなる方

国又は地方公共団体等の機関への転出により、退職手当の支給を受けることなく会員の資格を喪失した場合は、5年間に限り毎月振込により返済を続けることができます。

県職員互助会又は県警察互助会に加入した場合は、5年間に限り引き続き毎月給与からの控除により返済を続けることができます。

異動が決定した時点で速やかに互助会事務局までお知らせください。

お問い合わせ先 互助会貸付係 富山 ☎059-213-0601

積立預金に加入されている方に!!

積立預金に加入されている方が、退職又は県・市町等への転出により会員でなくなる場合は、解約の手続きをしてください。

お問い合わせ先 互助会積立預金係 鴨志田 ☎059-213-0601

退教互

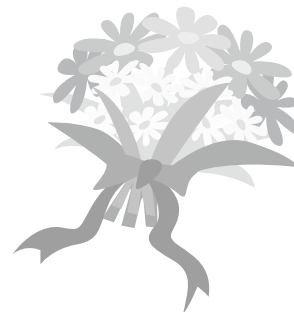
年度末退職等のみなさまへ
手続きはお早めに 4月5日(水)まで

45歳以上で退職の方…「退職会員」に異動します。

「三重県退職教職員互助会退職会員異動届」を提出してください。
(配偶者登録をする場合は配偶者の「戸籍抄本(個人事項証明書)」も必要です。)

45歳未満で退職の方…「退会」となります。

「脱退一時金請求書」を提出してください。



他府県・国・県・又は市町に転出の方…書類をお送りしますので、電話でご連絡ください。

退会となりますが、転出先によっては現職会員の資格を継続することができます。(期間通算)
詳しくは、退教互事務局へおたずねください。

提出先 (一財) 三重県退職教職員互助会 〒514-8577 ☎059-226-5235 Fax059-229-5111

互助会

「子育て・介護・健康づくり支援事業」の
利用期限等について

年度末退職又は県・市町等への転出により会員でなくなるみなさまへ

事業の利用期限

令和5年3月31日まで、ベネフィット・ステーションを利用することができます。

会員証について

回収は行いませんので、会員でなくなりましたら各自で処分してください。
(引続き会員の方は会員証を処分しないでください。)

※今年度の子育て・介護支援補助金の請求期限は、令和5年3月15日です。参照P.17

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234

互助会「グループ保険」ご加入中の退職予定者のみなさまへ

1. 「基本コースプラス」に加入されている方

(1) 退職後の取扱い

① 在職中に加入いただいた制度を保険年齢69歳までご継続いただけます。

- ※ 「基本コースプラス」とセット加入が条件です。
- ※ 「職場復帰支援コース」は継続いただけません。
- ※ 「医療コース」の互助会給付について、退職後は給付対象とはなりません。

② 更新のご案内時期（4～5月予定）に現在のコース以下の保障に変更・脱退が可能です。

- ※ 新規加入・増額の取扱いはできません。

③ 在職中と同様に配当金があります。

- ※ 基本コース・基本コースプラス・医療コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。配当率は前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
(医療コースプラス・重病克服支援コース・傷害コース・健康づくりサポートコースには、配当金はありません。)

(2) 退職後継続

該当者の方へ『退職後制度の手引き』、『ご加入内容のお知らせ』、『退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書』を送付しております。

手続きについて

a. 退職後は非会員となる方

- ⇒ 継続の有無に関わらず『退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書』を提出してください。
- ※ 4月以降の取扱いは退職初年度の4～7月は互助会、8月以降は退職事務代行会社（株式会社日本共同システム）となります。
- 8月以降は保険料に加えて別途事務手数料が毎月314円かかりますので予めご了承ください。

b. 退職後も会員（再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員等）となる方

- ⇒ 自動的に継続となります。『退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書』の提出は不要ですが、退職時に解約を希望される方は、解約届の提出が必要です。
- (※ 「退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書」では脱退できません。)

2. 「基本コースプラス」に加入されていない方

(1) 退職後の取扱い

該当者の方へ「一時払退職者傷害保険のご案内」を送付しております。

手続きについて

a. 退職後は非会員となる方

- ⇒ 「グループ保険」はご継続いただけませんが、一時払退職者傷害保険に加入することができます。

b. 退職後も会員（再任用フルタイム勤務、臨時的任用職員等）となる方

- ⇒ 自動的に継続となります。ただし退職時に解約を希望される方は、解約届の提出が必要です。

※ グループ保険継続の有無に関わらず、一時払退職者傷害保険に加入することができます。
加入を希望される方は、下記のお問い合わせ先まで連絡してください。

< お問い合わせ・送付先 >

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第二部 担当 日比野
〒460-0003 名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F
TEL 052-951-9102 FAX 052-951-9177

※ 制度内容、加入条件等詳細はパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ 互助会保険係 富山 ☎059-213-0601

互助会積立預金 一部払戻・解約送金日のお知らせ

| 送金月 | 第1回目(一部払戻) | | 第2回目(一部払戻) | | 第3回目(一部払戻・解約) | |
|---------|------------|--------|------------|---------|---------------|---------|
| | 締切日 | 送金日 | 締切日 | 送金日 | 締切日 | 送金日 |
| 令和5年 2月 | 1/25(水) | 2/6(月) | 2/3(金) | 2/15(水) | 2/15(水) | 2/27(月) |
| 3月 | 2/22(水) | 3/6(月) | 3/3(金) | 3/15(水) | 3/15(水) | 3/27(月) |
| 4月 | 3/24(金) | 4/5(水) | 4/5(水) | 4/17(月) | 4/14(金) | 4/25(火) |

払戻の手続き

①②③のいずれかの方法で

①「預金一部払戻し・解約請求書」を郵送

②「預金一部払戻し・解約請求書」をFAXで送信

解約の手続き

①②のいずれかの方法で

③ WEB 会員システムを利用してインターネットで申請

お願い

FAX を利用される方へ…

FAX の送信エラー等により、書類が当会に届かない場合があります。送信後、当会まで確認の連絡をお願いします。

お問い合わせ 互助会積立預金係 鴨志田 ☎059-213-0601

互助会

請求期限が近づいています！

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設を利用された場合、年度内に12,000円を限度に補助します。

令和4年度利用分は 4月7日(金) 消印有効
(当会事務局へ持参の場合は 4月7日(金) まで)

この請求期限を過ぎますと給付できません。ご注意ください。

- ☆ 年度内すべての利用分(領収書の日付がR5.3.31までのもの)が4月7日まで請求可能です。3月利用分の請求期限も上記と同日ですので、お間違えのないようご注意ください。
- ☆ 請求書に請求金額を必ず記入してください。合計金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ☆ 会員本人宛フルネーム・利用年月日・金額が記載されている領収書(半券可)を請求書に添付してご請求ください。(半券に利用年月日・金額が明記されていない場合は、領収書をとっていただくか、それらが分かるパンフレット等を半券と一緒に添付してください。会員及び家族での利用の場合、本人分、家族分ともに半券を添付してください。)
- ☆ 請求書は互助会HPからダウンロードして請求してください。
- ※ 詳しくは、互助会ホームページに記載のQ&Aをご確認ください。

お問い合わせ 互助会厚生事業係 山下 ☎059-226-5234